

大情審答申第 396 号
平成 27 年 8 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成25年12月26日付け大総務第 e - 209号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市交通局長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 10 月 4 日付け大交建第 209 号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）において公開しないこととした部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 25 年 9 月 20 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市交通局主催の『梅田駅アーチ空間部の意匠提案及び設計業務』に関するプロポーザル審査の結果について、応募作品の提案内容の公開をお願いいたします。」との旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「梅田駅アーチ空間部の意匠提案及び設計業務における公募型プロポーザル方式による技術提案の提案課題のうち、応募作品の提案内容」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当

（説明）

応募作品の提案内容については、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 10 月 17 日、本件決定を不服として大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「梅田駅アーチ空間部の意匠提案及び設計業務（以下「本件業務」という。）における公募型プロポーザル方式による技術提案（以下「本件プロポーザル」という。）のうちの応募作品の内容」の非公開決定について、世界的に見ても公共施設の公開型プロポーザル作品の公開は一般的であり、応募者の誰かが当選した場合、その意匠は実現されることとなり、公開と同等であることから、公開しない理由である「当該法人の権利を害する」という理由は応募者には主張できない。良好な環境創りを願い公開プロポーザル方式に賛同し応募した設計者がその結果をもとに更なる研鑽をする機会も失われ、また社会からの眼差しのない審査は正当なプロセスが失われる傾向を持ち、公共施設の質の低下は市民、国民、社会的な損失にもつながる。
- 2 一般的に公開型プロポーザル方式の場合、案の内容と提案者名が対になって発表される。また設計者選定プロポーザルの場合でも、その後実際に建設されるまでには案がまったく変更されないことはなく、案をもとに設計者を選定するのであれば今回の場合と同様である。
- 3 今回は特に大阪市交通局の梅田駅という極めて公共性の高い案件であるので、受注者の情報や決定の経緯を含め一層透明性が求められる。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、本件業務について公募型プロポーザル方式により事業者の公募を行った際に、各提案者から提出された技術提案書のうち意匠コンセプト・計画概要である。

意匠コンセプト・計画概要とは、各事業者が保有する独自の技術的ノウハウや知識・アイデア等により創出したプランをまとめたものであり、具体的にアーチ天井を活かした空間全体のイメージ、照明計画、器具デザイン及び広告媒体等の収益に関する考え方について、計画のコンセプト、アーチ空間部の平面図、断面図といった意匠図や透視図、照明器具の意匠図、照度計画等の提案資料、広告媒体の手法や媒体設置のイメージ図といった内容が記載されたものである。

その提案内容や書式、記載方法等は、事業者ごとに大きく異なり、全体として事業

者独自のノウハウに当たると考え、提案者の技量等を推し量る根拠となっており、事業者を選定するための採点対象となっている。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

本件文書である意匠コンセプト・計画概要については、各提案者が公募内容である梅田駅のアーチ空間部の改造を課題とし、同空間に特化した改造内容を創出したプランであり、各提案者が保有する独自の技術的ノウハウや知識・アイデア等が盛り込まれている。

意匠プランについては、そのコンセプトを含めて本件文書を構成する透視図や意匠図などデザインに対する著作権が高く、また、仕上げ素材、構造（構法）設備等、広告媒体、運用システム等については、独創性の高い提案内容が多く含まれ、これらは営業上・技術上のノウハウなどの有用な情報を有している。

このように、本件文書は、各提案者の得意分野においての専門性を駆使した提案や、今回の公募に際して考案されたアイデア群で構成されており、高い著作権性を有し、発案者である者が保有すべき知的財産に該当する。

これらが記載された本件文書を第三者に公開することによって、提案者独自の案が第三者によって模倣又は参考とするなどの行為により、提案者よりも先行してそのアイデアが具現化され、提案者がもつべき発案者・発想者としての優位性を著しく侵害し、経済的不利益が生じるおそれがある。また、各提案者が経費をかけ作成した提案内容が、模倣され出版物に使用されたとしても、未発表であるがゆえに法的対抗措置も困難であり、費やした経費と時間を無駄にすることとなり、提案者に大きな損失を与えることとなる。

以上により、本件文書については、条例第7条第2号に該当するため非公開としたものである。

また、今回提案内容を募集する手法として公募型プロポーザル方式を採用した。この方式は、優れた公共施設を実現させるべく最適な提案者（設計者）を選定するために広く公募を行うものであり、提案内容（設計書）を選定するコンペ方式とは異なり、提案内容はあくまで選定事業者を選定するための採点対象として扱い、提案内容が必ず採用・実現されるとは限らない。

したがって、選定事業者となった提案者の意匠コンセプト・計画概要について、審査請求人は「その意匠は実現されることとなり、公開と同等」と主張しているが、今回募集については公募型プロポーザル方式を採用しており、提案内容が実現されるとは限らず、審査請求人の言う「公開と同等」として扱うことはできない。

以上により、選定事業者となった提案者の意匠コンセプト・計画概要を含め本件文書については、条例第7条第2号に該当するため非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体

的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、本件プロポーザルにおいて、提案者が提出した意匠コンセプト・計画概要であり、実施機関は、本件決定において本件文書のすべてを非公開としている。

また、本件文書は、アーチ天井を活かした空間全体のイメージ、照明計画、器具デザイン及び広告媒体等の収益に関する考え方から構成されている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第2号を理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件文書の公開を求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の条例第7条第2号該当性である。

4 本件文書の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件プロポーザルについて

当審査会において本件プロポーザルに係る実施要項を確認したところ、「業務目的」において「梅田...駅は、昭和8年に開業した公営初の地下鉄を代表する駅で、アーチ型の天井を有する大空間と照明器具は、永くお客さまに親しまれています。当事業では、アーチ天井を活かした空間全体のイメージ、照明計画、および広告媒体等による収益を含めた、梅田駅に相応しい空間を求めており、その意匠提案及び設計業務の事業者をプロポーザル方式にて公募することとしました。今回の提案募集では、上記の趣旨をふまえたデザインの企画立案、及び改修工事の設計業務を目的とします。」と記載されていた。

以上のことから、実施機関は、本件プロポーザルにおいて、提案者に対し、梅田駅の特性に応じた意匠コンセプト・計画概要の提出を求めていると解される。

(3) 本件文書の条例第7条第2号該当性について

ア 当審査会において本件文書を見分したところ、アーチ天井を活かした空間全体のイメージ、照明計画、器具デザイン及び広告媒体等の収益に関する考え方について、提案者ごとに様々な記載があり、同一のものは認められなかった。

しかしながら、上記(2)の本件プロポーザルの性質を踏まえると、同一のものが認められないのは当然であると解される。

また、上記(2)のとおり、実施機関が提案者に対し、梅田駅の特性に応じた意匠コンセプト・計画概要の提出を求めていることを踏まえると、提案者は、本件プロポーザルにおいて、本件プロポーザルに特化した意匠コンセプト・計画概要を作成していると解されるところ、本件プロポーザルにおける意匠コンセプト・計画概要を公開したとしても、他の事業者がこれを他に盗用するおそれは想定し難い。

したがって、本件文書は提案者である法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報には該当するものの、これを公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

イ また、提案者自身の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがある情報や、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報は、本件文書には特段認められなかった。

ウ したがって、本件文書については、これを公開したとしても、提案者の事業活動が損なわれるなど提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団

(参考) 答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 139 号

年 月 日	経 過
平成 25 年 12 月 26 日	諮問
平成 26 年 1 月 27 日	実施機関から弁明書の提出
平成 26 年 2 月 26 日	審査請求人から反論書の提出
平成 26 年 10 月 21 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 12 月 2 日	審議 (論点整理)
平成 26 年 12 月 18 日	実施機関理由説明
平成 27 年 2 月 10 日	審査請求人意見陳述
平成 27 年 5 月 8 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 6 月 12 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 6 月 26 日	審議 (答申案)
平成 27 年 7 月 10 日	審議 (答申案)
平成 27 年 8 月 21 日	答申